

八尾市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

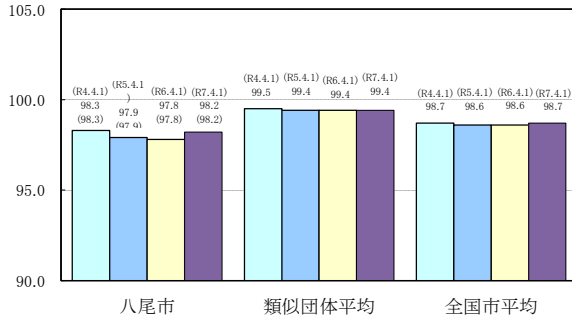
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	259,158人	124,326,820千円	1,797,799千円	20,218,794千円	16.3%	14.9%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与				(参考) 一人 当たり給与費	(参考) 類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤続手当	計		
令和6年度	1,693人	6,504,288千円	2,038,326千円	3,035,761千円	11,578,375千円	6,839千円	6,541千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額重なるの解消等を行っています。その他、各種手当について見直しを行っています。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（実施時期、具体的な内容）

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額引上げを行うとともに、8級に隣接する級間での俸給月額重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準12%に対し、八尾市においても12%を支給。
 （実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は11%、令和8年4月1日からは12%を支給。

(参考)	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	10%	11%	12%
八尾市の支給割合	10%	11%	12%

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八尾市	44.3歳	336,778円	446,060円	413,472円
大阪府	41.3歳	323,086円	434,367円	382,395円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.3歳	331,473円	417,367円	377,585円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
八尾市	49.0歳	238人	339,023円	423,576円	396,988円
うち清掃職員	49.4歳	178人	339,543円	427,448円	396,912円
うち校務員	45.6歳	30人	335,537円	410,893円	398,157円
大阪府	54.3歳	385人	296,155円	370,031円	341,912円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円
類似団体	50.9歳	175人	323,727円	381,452円	354,857円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
八尾市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	48歳	320,600円	1.33
うち校務員	他に分類されない「運搬・ 積卸・包装等従事者」	47.3歳	258,000円	1.59
大阪府	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
八尾市	—	—	—
うち清掃職員	6,917,327円	4,457,900円	1.55
うち校務員	6,706,946円	3,449,200円	1.94

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかになっているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	八尾市	大阪府	国
一般行政職	230,000円	227,100円	220,000円
高校卒	207,400円	192,900円	188,000円
技能労務職	201,000円～213,600円	201,467円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	280,948 円	345,377 円	376,192 円	404,453 円
高校卒	274,300 円	295,775 円	— 円	385,416 円
技能労務職	264,875 円	341,286 円	361,050 円	377,114 円
中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

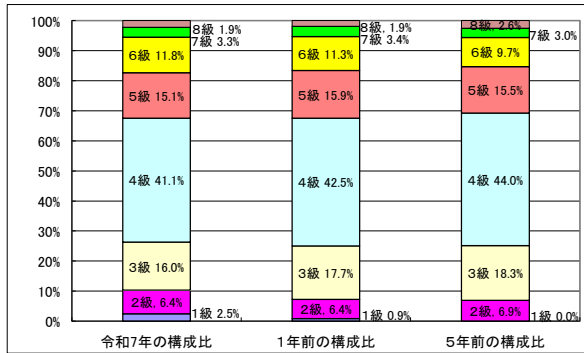
(注) 各経験年数に該当する職員数が3人以下の場合は、近似の年数について記載することとしていますが、近似の年数においても該当する職員数が3人以下の場合は、「—」と記載しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

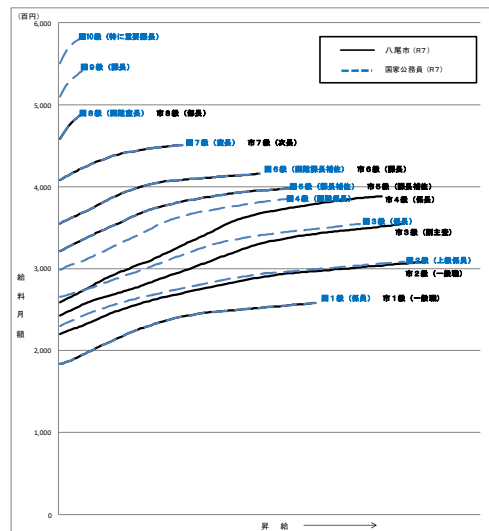
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長又は理事の職務	20人	2.3%	458,300円	488,500円
7級	部次長の職務	29人	3.3%	408,300円	450,900円
6級	課長又は参事の職務	104人	11.8%	355,200円	415,700円
5級	課長補佐又は主幹の職務	133人	15.1%	321,300円	398,200円
4級	係長又は主査の職務	362人	41.1%	258,800円	388,500円
3級	副主査の職務	141人	16.0%	242,600円	354,700円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	69人	7.8%	220,000円	308,500円
1級	係員の職務	22人	2.5%	183,500円	258,100円

(注) 1 八尾市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 八尾市職員給与条例に基づく行政職給料表(1)の級区分による職員数です。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（八尾市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 尾 市		大 阪 府		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,750 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,875 千円		—	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 7～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(八尾市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	令和8年6月期			

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

八 尾 市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	6,854千円	21,897千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度普通会計決算)		706,066 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)		406,954 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
市内全域(医師・歯科医師)	16 %	2 人	16 %
市内全域(上記以外の者)	11 %	1,717 人	11 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度普通会計決算)		30,469 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)		140,410 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年4月)		9.0 %			
手当の種類(手当数)		8 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	支給単価	
市税等徴収手当	納税課(管理職員を除く)、健康保険課国民健康保険係に属する職員	滞納処分業務に従事した場合	257千円	滞納繰越分の10/1000以内 (上限月10,000円)	
現場特殊業務手当	保健企画課、保健衛生課、保健予防課又は健康推進課に属する職員	感染症に関連する防疫作業等に従事した場合	-	1日300円	
		生活福祉課に属する職員	行旅死亡人、在宅死亡人の収容、護送の業務に従事した場合	20千円	1件2,000円
		客場に勤務する職員	火葬作業に従事した場合	-	1日400円
感染症医療業務手当	保健企画課、保健衛生課、保健予防課又は健康推進課に属する保健師	感染症の患者の療養指導に従事した場合	33千円	1日100円	
消防業務手当	消防業務に従事する職員	火災その他の非常災害により緊急出動した場合	1,765千円	1回160円	
		救急患者の救護、搬送のために緊急出動した場合	5,074千円	1回100円	
		救急救命士の資格を有する者が、救急救命業務に従事した場合	5,615千円	1回220円 (上限月10,000円)	
		緊急出動に際し、消防用自動車の運転に従事した場合	1,242千円	大型自動車及び中型自動車(車両総重量が8,000キログラム未満のものを除く) 1回220円 中型自動車(車両総重量が8,000キログラム未満のものに限る)、準中型自動車及び普通自動車(救急自動車を除く) 1回100円 普通自動車(救急自動車に限る) 1回50円	
非常呼出手当	職員	勤務時間以外の時間又は休日に非常呼出しを受けて業務に従事した場合	99千円	1回600円	
現場作業手当	環境事業課、環境施設課に属する職員	清掃作業中に死獣の処理を行った場合	270千円	1件100円	
		客場に勤務する職員	火葬作業に従事した場合	2,640千円	1体300円
夏期清掃等手当	環境事業課、環境施設課に属する職員	6月20日から9月20日までの間において清掃作業等に従事した場合	6,035千円	1日600円	
		土木管理事務所に属する職員	6月20日から9月20日までの間において河川のしゅんせつ又は道路の維持作業等に従事した場合	371千円	1日500円
特定期間手当	環境事業課、環境施設課に属する職員	年末年始の特定期間において清掃作業等に従事したとき	7,046千円	1日6,400円以内	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度普通会計決算)	508,731 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)	361,315 円
支給実績(令和6年度普通会計決算)	492,724 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)	356,014 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和〇年度普通会計決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度普通会計決算)
扶養手当	子 各11,500円 配偶者 3,000円(部長級職員等以下支給) そのほかの扶養親族 各6,500円(部長級職員等は23,500円) 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同 じ		231,612千円	248,244円
住居手当	借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて上限28,000円 自宅の場合 支給なし	同 じ		98,779千円	294,863円
通勤手当	交通機関利用者 定期代相当額(1月当たりの上限55,000円) 交通用具利用者 使用距離に応じて2,000～31,600円	同 じ		138,379千円	100,347円
在宅勤務等手当	3か月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務した場合 月額3,000円	同 じ		-	-
管理職手当	部 長 90,000円 理 事 85,000円 次 長 74,000円 課 長 66,000円 参 事 62,000円 課長補佐 54,000円	異なる	国は俸給表別・職務の級別・俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	249,402千円	710,547円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同 じ		75,512千円	233,783円
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員 勤務年数に応じて67,000～310,000円 行政職給料表(1)の適用を受ける獣医師である職員 勤務年数に応じて2,000～35,000円	異なる	国は獣医師である職員への支給なし	4,482千円	1,120,500円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日若しくは休日に規則で定める業務に勤務した場合は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前3時まで及び午後10時から午後12時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に規則で定める業務に勤務した場合 部 長 6,000～18,000円 理 事 5,500～16,500円 次 長 5,000～15,000円 課 長 4,500～13,500円 参 事 4,000～12,000円 課長補佐 3,500～10,500円	異なる	国は俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	1,538千円	12,817円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給 料	月 額	等
給料	市長	707,000 円 (1,010,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,180,000円/707,000円
	副市長	696,000 円 (870,000 円)	960,000円/696,000円
	病院事業管理者	654,500 円 (770,000 円)	
	教育長	654,500 円 (770,000 円)	
	常勤監査委員	459,000 円 (540,000 円)	
	議 長	700,000 円	827,000円/584,000円
副 議 長	650,000 円	748,000円/513,000円	
議 員	610,000 円	700,000円/475,000円	
地域手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長 常勤監査委員	給料月額の10%	
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長 常勤監査委員	(令和6年度支給割合) 4.3 月分(20%の加算措置あり)	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.3 月分(20%の加算措置あり)	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×50/100	24,240,000 円 任期毎
	病院事業管理者	給料月額×在職月数×30/100	12,528,000 円 任期毎
	教育長	給料月額×在職月数×20/100	7,392,000 円 任期毎
	常勤監査委員	給料月額×在職月数×20/100	5,544,000 円 任期毎
		給料月額×在職月数×15/100	3,888,000 円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月。ただし、教育長は3年=36月。)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 3 退職手当は、現市長については不支給とし、その他の特別職についても50%の減額措置を実施しています。

6 職員数の状況

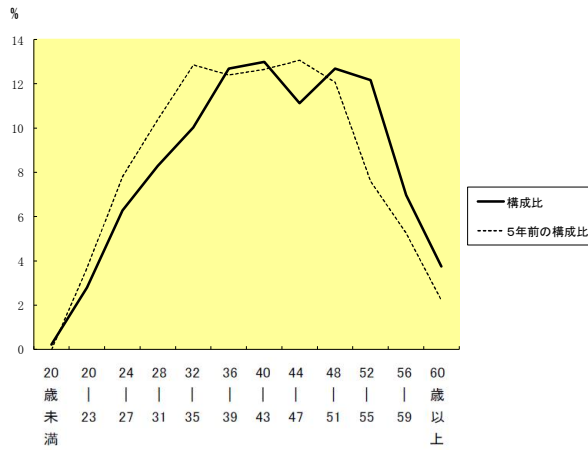
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	令和6年	令和7年			
部 門					
普 通 会 計 部 門	議 会	13	13	0	欠員不補充
	一 般 行 政	290	287	▲3	
	総 務 企 画	67	67	0	
	税 務	434	427	▲7	
	民 生	329	314	▲15	
	衛 生	5	5	0	
	労働	7	7	0	
	農 林 水 産	13	14	1	
	商 工	147	138	▲9	
	部 門 計	1,305	1,272	▲33	
部 門	教 育 部 門	128	135	7	
	消 防 部 門	260	263	3	
	小 計	1,693	1,670	▲23	<参考> 人口1万当たり職員数 64.44人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.99人)
公 営 企 業 等 部 門	病 院	531	545	14	事務の統廃合縮小による減員
	水 道	63	0	▲63	
	下 水 道	32	34	2	
	そ の 他	52	44	▲8	
	小 計	678	623	▲55	
合 計	2,371	2,293	▲78	<参考> 人口1万当たり職員数 88.48人	
	[2,373]	[2,465]	[▲110]		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	5	64	144	190	230	291	298	255	291	279	160	86	2,293

(3) 職員数の推移

(単位:人、%)

年 度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	1,331	1,327	1,317	1,305	1,272	▲59 (▲4.4%)
教 育	130	127	129	128	135	5 (3.8%)
消 防	260	258	259	260	263	3 (1.2%)
普通会計	1,721	1,712	1,705	1,693	1,670	▲51 (▲3.0%)
公営企業等会計	686	701	685	678	623	▲63 (▲9.2%)
総合計	2,407	2,413	2,390	2,371	2,293	▲114 (▲4.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 採用試験の実施状況（令和6年度実施分）

区 分	申込者数	受験者数		競争率 A/B
		A	B	
事務職A	209人	170人	15人	11.3
事務職B	151人	122人	9人	13.6
事務職C	197人	169人	25人	6.8
土木職	18人	18人	2人	9.0
土木職B(高卒程度)	3人	2人	2人	1.0
建築職	16人	16人	1人	16.0
建築職B(高卒程度)	4人	3人	3人	1.0
薬学職	10人	10人	2人	5.0
獣医師	4人	4人	2人	2.0
言語聴覚士	3人	3人	1人	3.0
保育教諭	45人	43人	3人	14.3
放射線技師	4人	4人	1人	4.0
消防吏員	201人	137人	9人	15.2
助産師・看護師(6月実施)	33人	33人	17人	1.9
助産師・看護師(7・8月実施)	19人	17人	9人	1.9
薬剤師(6月実施)	6人	6人	2人	3.0
薬剤師(8月実施)	11人	11人	2人	5.5
管理栄養士	40人	40人	2人	20.0
診療放射線技師	34人	32人	1人	32.0
臨床工学技士	12人	11人	1人	11.0

(5) 退職の状況（令和6年度退職者）

①令和7年3月31日付け

定 年	定年前早期	自己都合・その他
28人	15人	119人

②年度中途

自己都合・その他
47人

(6) 暫定再任用等の状況（令和7年4月1日現在）

暫定再任用職員(フルタイム)	暫定再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員
49人	16人	3人

(7) 会計年度任用職員の状況（令和7年4月1日現在）

全時間勤務会計年度任用職員	短時間勤務会計年度任用職員
353人	1,053人

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	16,006,234千円	-1,446,407千円	7,384,142千円	46.1%	46.5%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区分	職員数	給 与 費			一人当たり 給与費	(参考)市町村平均 一人当たり給与費	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計			
令和6年度	742人	3,149,067千円	1,668,850千円	879,895千円	5,697,812千円	7,679千円	7,465千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）・会計年度任用職員を含んでいます。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(会計年度任用職員を除く。令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八尾市立病院	40.4歳	387,865円	672,151円
うち医師	43.6歳	567,775円	1,417,829円
うち医療技術員	40.6歳	359,675円	507,979円
うち看護師	39.5歳	347,445円	526,974円
うち事務職員	42.0歳	389,921円	563,032円
市町村平均	43.8歳	346,637円	618,183円
うち医師	43.8歳	576,481円	1,429,309円
うち看護師	42歳	315,921円	517,999円
うち事務職員	47.1歳	335,568円	526,889円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況(会計年度任用職員を除く。)

ア 期末手当・勤勉手当

八 尾 市 立 病 院		八 尾 市	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,789 千円		1,750 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 7~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

八尾市立病院			八尾市		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	1,613千円	17,858千円	1人当たり平均支給額	6,854千円	21,897千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)			257,537 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			498,137 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
市内全域(医師・歯科医師)	16 %	83 人	11 %
市内全域(上記以外の者)	11 %	441 人	

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)			264,218 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			556,248 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			86.8 %	
手当の種類(手当数)			14 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、助産師、看護師又は准看護師	エックス線その他の放射線を照射する作業又は放射線施設内で行うその他の作業に従事した場合	1,950千円	医師又は診療放射線技師 1日 230円 助産師、看護師又は准看護師 1日 170円
細菌等検査手当	臨床検査技師又は衛生検査技師	感染症の病原体の検索作業に従事した場合	132千円	1日 120円
死後処置手当	助産師、看護師又は准看護師	死体の清拭等患者の死後処置に従事した場合	115千円	1回 300円
夜間看護手当	助産師、看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合	104,838千円	深夜における勤務時間が7時間 9,000円 4時間以上7時間未満 4,500円 2時間以上4時間未満 4,000円 2時間未満 2,500円 輸血払出時は1,000円加算
非常呼出手当	職員	正規の勤務時間以外の時間又は休日において非常呼出しを受けて業務に従事した場合	56千円	1回 600円
診療手当	医師又は歯科医師	診療業務に従事した場合	100,146千円	毎月の入院収益・外来収益に応じて支給
指導医手当	医師又は歯科医師	臨床研修医を指導した場合	105千円	1月につき 20,000円 (同一の研修医を指導した指導医が2人の場合、10,000円、3人以上の場合は、5,000円)
分娩手当	医師又は助産師	分娩業務に従事した場合	4,751千円	産婦人科医師 分娩の件数に2,000円を乗じて得た金額を算定期間の末日に在職する分岐に従事した産婦人科医師の数を以て得た金額 助産師 分娩の件数に1,000円を乗じて得た金額を算定期間の末日に在職する分岐に従事した助産師の数を以て得た金額
手術看護手当	中央手術部に所属する助産師、看護師又は准看護師	手術業務に従事した場合	2,515千円	手術の件数に700円を乗じて得た金額を、算定期間の末日に在職する手術に従事した助産師、看護師又は准看護師の数を除して得た金額
認定業務手当	技師又は看護師	認定を受けた者が当該認定にかかる業務に従事した場合	1,260千円	1月につき 認定薬剤師・認定看護師5,000円、医学物理士 30,000円
マンモグラフィ検診手当	医師	人間ドック検診及び乳がん検診その他健康診断に係るマンモグラフィ画像の読影業務に従事した場合	224千円	1件 1,000円
地域医療業務貢献手当	助産師、看護師又は准看護師	地域医療にかかる業務に従事したとき	46,291千円	1月につき12,000円に支給の対象となる職員に割り振られた1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額を定められた勤務時間で除して得た額
休日時間外緊急手術等従事手当	医師又は歯科医師	休日、時間外又は深夜に緊急で手術、麻酔又は処置を行ったとき	870千円	診療報酬点数に応じて支給
放射線遠隔読影手当	医師又は歯科医師	患者の放射線画像を院外の遠隔地で読影診断したとき	0千円	1件 2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	315,090 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	644,355 円
支給実績(令和6年度決算)	408,655 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	830,600 円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	子 各11,500円 配偶者 3,000円(部長級職員等は不支給) そのほかの扶養親族 各6,500円(部長級職員等は23,500円) 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ		56,862千円	253,848円
住居手当	借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて～28,000円 自宅の場合 支給なし	同じ		37,620千円	321,539円
通勤手当	交通機関利用者 定期代相当額(1月当たりの上限55,000円) 交通用具利用者 使用距離に応じて2,000～31,600円	同じ		34,666千円	86,449円
管理職手当	部 長 90,000円 理 事 85,000円 次 長 74,000円 課 長 66,000円 参 事 62,000円 課長補佐 54,000円	同じ		53,840千円	769,138円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ		(時間外勤務手当に含む)	
宿日直手当	病院に勤務する医師及び歯科医師1回につき20,000円	異なる	医師、歯科医師及び臨床検査技師、20,000円(加算あり)	59,357千円	885,925円
初任給調整手当	医師免許又は歯科医師免許を有している期間の区分に応じて31,900～309,200円	異なる	医師免許又は歯科医師免許を有している期間の区分に応じて67,000～310,000円	243,589千円	3,122,941円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日若しくは休日に規程で定める業務に勤務した場合は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に規程で定める業務に勤務した場合 部 長 6,000～18,000円 理 事 5,500～16,500円 次 長 5,000～15,000円 課 長 4,500～13,500円 参 事 4,000～12,000円 課長補佐 3,500～10,500円	同じ		4千円	3,500円

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（本庁勤務職員の場合）

始業時刻	終業時刻	休憩時間	閉庁日
午前8時45分	午後5時15分	45分間	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日
1日あたりの勤務時間		1週間あたりの勤務時間	
7時間45分		38時間45分	

(2) 年次有給休暇の概要（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

制度概要	平均取得日数
1年度につき最大20日を付与 現年分度のみ翌年度に繰り越し可	15.1日

(3) 特別有給休暇の概要

事由	期間
本人が結婚するとき	8日以内
職員の産前産後	産前産後共 56日（多胎の産前98日）
職員の生理日の勤務が著しく困難な場合	連続4日以内
職員が配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	4日以内
職員の配偶者等が出産する場合で、産前6週間・出産日以後1年の期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
職員の親族が死亡したとき	父母・配偶者等・子 7日以内 祖父母・兄弟姉妹・配偶者等の父母・孫 3日以内 上記以外の3親等以内の血族又は姻族等 2日以内
在職期間が10年、20年又は30年に達した職員が心身のリフレッシュを図るとき	在職10年 2日以内 在職20年 3日以内 在職30年 5日以内
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
生後1年6月に達しない子を育てる職員が、勤務しないことが相当であると認められる場合	1日に2回各30分又は1日に1時間
妊娠中の職員が、通勤に伴う負担を緩和するため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤務時間の初め又は終わりに各30分又は通算1時間
中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内（養育する子が2人以上の場合 10日以内）
負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族の介護その他の世話をを行う職員が、その世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内（対象家族が2人以上の場合 10日以内）
その他、ドナー休暇・妊娠中の職員の通院休暇・ボランティア休暇など	

9 職員の人事評価の状況（令和7年度）

人事評価の方法（一般行政職の場合）

職員区分	評価の方法	
	実績評価	能力評価
課長相当職以上	○	○
課長補佐・係長相当職	○	○
主査相当職以下	○	○

10 職員の分限及び懲戒処分状況（令和6年度）

分限処分				懲戒処分			
免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
0件	55件	0件	0件	4件	2件	7件	1件

11 職員の休業に関する状況（令和6年度）

育児休業		部分休業		自己啓発等休業		配偶者同行休業		修学部分休業		高齢者部分休業	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
14人	32人	6人	39人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
8人	46人	6人	55人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 上段の人数は新たに休業を取得した者の人数で、下段の人数は、前年度から引き続いて休業を取得している者の人数です。

12 職員の服務の状況（令和6年度）

地方公務員法第38条第1項に基づく 福利企業等への従事許可件数
32件

13 職員の退職管理の状況（令和7年4月1日現在）

八尾市職員の退職管理に関する条例第3条に基づく 退職時に課長補佐級以上であった職員の再就職の届出件数
1件

14 職員の研修の状況（令和6年度）

研 修 名	コース数	参加者数
基本研修(階層別研修)	25	671人
専門研修	19	1,559人
職場研修(59職場で実施)	59	7,395人
派遣研修(マッセ等の外部研修機関等)	86	159人
自己啓発支援(自主参加研修、自主研究グループ等)	12	114人
計	201	9,898人

15 職員の福祉及び利益の保障の状況

(1) 八尾市職員厚生会

①事業内容

八尾市職員厚生会では生命保険や損害保険の団体扱いをはじめとして、クラブ活動補助事業や人間ドック補助事業を行っています。
また、八尾市職員厚生会では福利厚生事業の一部を民間業者（株式会社リロクラブ）に委託しています。委託内容としては健康増進、育児、介護、レジャー、趣味等生活全般にわたる分野でのサービスがまとまったガイドブックを利用し、サービスを受けることができるものです。

②助成事業(令和7年4月1日現在)

種 類	内 容	
クラブ活動補助	1年以上の活動実績を有し、定期的に活動しているクラブに対し助成	15,000円
人間ドック補助	大阪府市町村職員共済組合を通じて人間ドックを受診したとき	4,000円

③経費負担(令和7年4月1日現在)

区分	会計年度任用職員以外の職員	会計年度任用職員
事業主負担額	給料月額2.2/1,000	400円

※職員掛金は事業主負担額と同額。

(2) 大阪府市町村職員共済組合

①主な事業

老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金の支給、健康保険、出産費・埋葬料の給付、疾病予防(人間ドック補助等)等を実施しています。

②経費負担(令和7年4月1日現在)

区 分	大阪府市町村職員共済組合	
	事業主負担	職員掛金
月例給料	標準報酬月額204,0639/1,000	標準報酬月額161.5/1,000
賞 与	標準期末手当等の額204,0639/1,000	標準期末手当等の額161.5/1,000

(3) 公平委員会の業務の状況(令和6年度実績)

勤務条件に関する措置要求	不利益処分に関する審査請求
該当なし	該当なし

16 技能労務職員等の給与の見直しに向けた取組方針

(1) 現状

① 主な職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータは、「2 職員の平均給与・月額、初任給等の状況 (1)②技能労務職」に掲載しています。

② 主な職種ごとの経験年数別の人数・平均給与のデータ(令和7年4月1日現在)

経験年数	清掃職員		校務員	
	平均給与	人数	平均給与	人数
5年未満	-	-	-	-
5～7年未満	*	*	-	-
7～10年未満	257,800	5	-	-
10～15年未満	276,800	15	267,900	4
15～20年未満	305,200	27	285,300	7
20～25年未満	358,800	17	353,700	5
25～30年未満	374,000	22	370,000	9
30～35年未満	381,100	37	376,600	3
35年以上	335,000	54	384,500	2

※個人情報保護の観点から、対象となる人数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「*(アスタリスク)」としています。

③ その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)

給料表は、行政職給料表(1)に準じた技能労務職給料表を適用しています(ただし、令和8年1月より給料表を改定しています。)

また、特殊勤務手当は、「4 職員の手当の状況 (4)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)」中の非常呼出手当、現場作業手当、夏期清掃等手当、特定期間手当を適用しています。

昇給基準は、毎年1月1日に勤務成績に応じ4号給(56歳以上の職員にあっては2号給、57歳以上の職員にあっては昇給なし)を標準として昇給させています。

(2) 基本的な考え方

これまで国家公務員の給与構造改革に準じた給与水準の見直し等に取り組んでまいりましたが、技能労務職員等の給与が民間事業の従業者に比べ高い水準となっている状況を考慮しつつ、国家公務員の水準や府内各市の動向を踏まえ、さらなる適正化に向けた取り組みを推進していきます。

(3) 具体的な取組内容

給料表は、国家公務員の水準や府内各市の動向を踏まえ、令和8年1月に改定を行いました。また、昇給・昇格制度については、年功的な給与上昇の抑制や勤務実績の給与への反映に取り組めます。

(4) その他(外部委託等の推進について)

行政サービスの実施主体について、効果性・効率性の向上が図られるものは、行政責任を確保した上で外部委託化等に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、より効果的で効率的な行政運営をめざすため、必要な見直しを行ってまいります。

17 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

①行政職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	27	2.4%	主事	17	142	12.6%	係員級
				技師	5			
				保育教諭	5			
				計	27			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	115	10.2%	主事	64	452	40.1%	係長級
				技師	14			
				保育教諭	35			
				福祉士	2			
				計	115			
3級	副主査の職務	220	19.5%	副主査	163	220	19.5%	副主査級
				副主任	57			
				計	220			
4級	係長又は主査の職務	452	40.1%	係長	192	452	40.1%	係長級
				主査	212			
				主任	27			
				主幹保育教諭	21			
				計	452			
5級	課長補佐又は主幹の職務	147	13.1%	課長補佐	99	147	13.1%	課長補佐級
				八尾図書館、山本図書館又は志紀図書館の館長	2			
				人権コミュニティセンター又は青少年会館の館長補佐	4			
				業務長	2			
				選挙管理委員会事務局、監査事務局又は農業委員会事務局の局長補佐	4			
				室長	6			
				認定こども園の副園長	5			
				出張所、土木管理事務所又は教育センターの所長補佐	19			
				主幹	6			
				計	147			
				6級	課長又は参事の職務			
参事	39							
人権コミュニティセンター又は青少年会館の館長	4							
選挙管理委員会事務局又は監査事務局の局長代理	2							
認定こども園の園長	5							
出張所又は土木管理事務所の所長	10							
計	115							
7級	部次長の職務	30	2.7%			部次長	26	30
				保健所副所長	1			
				会計管理者	1			
				選挙管理委員会事務局又は農業委員会事務局の局長	2			
				計	30			
8級	部長又は理事の職務	20	1.8%	部長	10	20	1.8%	部長級
				理事	6			
				危機管理監	1			
				副教育長	1			
				市議会事務局又は監査事務局の局長	2			
				計	20			

②技能労務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	2	0.8%	技能員	2	12	5.0%	係員級
				計	2			
2級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	10	4.2%	技能員	6	54	22.7%	副級主査
				労務員	4			
				計	10			
3級	副主任の職務	54	22.7%	副主任	54	54	22.7%	係長級
				計	54			
4級	1 主任技能長の職務 2 技能長又は作業長の職務 3 主任の職務	172	72.3%	主任技能長	1	172	72.3%	係長級
				技能長	17			
				作業長	16			
				主任	138			
計	172							

③消防職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	54	20.5%	消防士	54	179	67.8%	係員級
				計	54			
2級	主任の職務	125	47.3%	主任	114	42	15.9%	係長級
				消防副士長	11			
				計	125			
3級	係長又は主査の職務	42	15.9%	係長	41	25	9.5%	課長級
				主査	1			
				計	42			
4級	課長補佐又は主幹の職務	25	9.5%	課長補佐	14	14	5.3%	課長級
				室長	1			
				出張所長	10			
				計	25			
5級	課長又は参事の職務	14	5.3%	課長	7	3	1.1%	次長級
				参事	7			
				計	14			
6級	次長の職務	3	1.1%	次長	1	1	0.4%	部長級
				署長	1			
				副署長	1			
				計	3			
7級	消防長又は理事の職務	1	0.4%	消防長	1	0	0.0%	部長級
				計	1			

④医療職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	係員級
2級	係長又は主任の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	係長級
3級	課長補佐又は主幹の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	課長級
4級	部次長、課長又は参事の職務	1	50.0%	参事	1	1	50.0%	課次長級・ 部長級
				計	1			
5級	部長又は理事の職務	1	50.0%	保健所長	1	1	50.0%	部長級
				計	1			

⑤医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	係員級
2級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う係員の職務	1	5.9%	技師	1	1	5.9%	係員級
				計	1			
3級	副主査の職務	9	52.9%	副主査	9	9	52.9%	副主査級
				計	9			
4級	係長又は主査の職務	7	41.2%	係長	1	7	41.2%	係長級
				主査	6			
				計	7			
5級	課長補佐又は主幹の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	課長級
6級	課長又は参事の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	課次長級・ 部長級

⑥医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	1	1.5%	保健師	1	7	10.4%	係員級
				計	1			
2級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う係員の職務	6	9.0%	保健師	6	15	22.4%	副主査級
				計	6			
3級	副主査の職務	15	22.4%	副主査	15	36	53.7%	係長級
				計	15			
4級	係長又は主査の職務	36	53.7%	係長	10	7	10.4%	課長級
				主査	26			
				計	36			
5級	課長補佐又は主幹の職務	7	10.4%	課長補佐	6	1	1.5%	課長級
				室長	1			
				計	7			
6級	課長又は参事の職務	1	1.5%	課長	0	1	1.5%	課長級
				参事	1			
7級	部次長の職務	1	1.5%	次長	1	1	1.5%	次長級
				計	1			
8級	部長又は理事の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	部長級

⑦教育職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	講師の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	講師級
2級	係長又は主査の職務	2	6.3%	主査	2	2	6.3%	主査級
				計	2			
特2級	指導主事の職務	22	68.8%	指導主事	22	22	68.8%	指導級
				計	22			
3級	次長、課長、参事又は課長補佐の職務	7	21.9%	課長	2	7	21.9%	次長・課長・課長補佐級
				教育センターの所長	1			
				参事	3			
				課長補佐	1			
計	7							
4級	副教育長、教育監又は理事の職務	1	3.1%	教育監	1	1	3.1%	部長級
				計	1			

(上記給料表は、府条例別表第4教育職給料表(小学校・中学校教育職給料表)を適用)

⑧ 病院事務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員又は技師の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする係員若しくは技師の職務	0	0.0%	-	0			
3級	副主査又は副主任技師の職務	4	21.1%	副主査	2	4	21.1%	副主査級
				副主任技師	2			
計	4							
4級	係長、主査又は主任技師の職務	9	47.4%	係長	6	9	47.4%	係長級
				主査	3			
				計	9			
5級	課長補佐の職務	5	26.3%	課長補佐	4	5	26.3%	課長補佐級
				室長補佐	1			
計	5							
6級	課長又は参事の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	課長級
7級	次長の職務	1	5.3%	次長	1	1	5.3%	次長級
				計	1			
8級	事務局長又は理事の職務	0	0.0%	事務局長	0	0	0.0%	部長級
				計	0			

⑨ 病院医療職給料表(1)特

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	副院長又は診療局長の職務	2	66.7%	副院長	2	2	66.7%	副院長級
2級	総長、病院長又は特命院長の職務	1	33.3%	病院長	1	1	33.3%	病院長級
				計	1			

⑩ 病院医療職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	医師
2級	副医長の職務	22	23.9%	副医長	22	22	23.9%	副級医長
				計	22			
3級	医長又はセンター長の職務	40	43.5%	医長	40	40	43.5%	医長級
				計	40			
4級	診療局次長、診療科部長又は室長の職務	30	32.6%	診療局次長	1	30	32.6%	部長・診療科
				科長	29			
計	30							

⑪ 病院医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員又は技師の職務	7	8.4%	技師	7	13	15.7%	係員級
				計	7			
2級	高度の知識又は経験を必要とする係員又は技師の職務	6	7.2%	技師	6	6	7.2%	係員級
				計	6			
3級	副主査又は副主任技師の職務	26	31.3%	副主任技師	26	26	31.3%	副主査級
				計	26			
4級	係長、主査又は主任技師の職務	35	42.2%	係長	15	35	42.2%	係長級
				主任技師	20			
計	35							
5級	薬剤部長補佐、技師長補佐、センター長補佐、室長補佐又は課長補佐の職務	5	6.0%	科長補佐	5	5	6.0%	課長補佐級
6級	診療局次長、薬剤部長、技師長又は事務局次長の職務	3	3.6%	科長	3	3	3.6%	課次長・課長級
				計	3			
7級	局長の職務	1	1.2%	局長	1	1	1.2%	部長級
				計	1			

⑫ 病院医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	保健師、看護師、助産師又は准看護師の職務	34	9.8%	看護師	30	96	27.6%	係員級
				助産師	4			
				計	34			
2級	高度の技術経験に基づき業務を行う保健師、看護師又は助産師若しくは相当高度の経験を必要とする准看護師の職務	62	17.8%	看護師	55	68	19.5%	副主査
				局長	7			
				計	62			
3級	副主任看護師又は副主任准看護師の職務	68	19.5%	副主任看護師	68	160	46.0%	係長級
				計	68			
				副看護師長	39			
4級	看護係長、主任看護師又は主任准看護師の職務	160	46.0%	主任看護師	121	17	4.9%	課長補佐級
				計	160			
				看護師長	17			
5級	看護師長又は看護顧問の職務	17	4.9%	看護師長	17	3	0.9%	課長級
				計	17			
				副看護局長	3			
6級	副看護局長の職務	3	0.9%	副看護局長	3	3	0.9%	次長級
				計	3			
				看護局次長	3			
7級	看護局次長の職務	3	0.9%	看護局次長	3	1	0.3%	部長級
				計	3			
				看護局長	1			
8級	看護局長の職務	1	0.3%	看護局長	1	1	0.3%	部長級
				計	1			